



軍人による市民的不服従 : 選択的兵役拒否と脱走

市川, ひろみ

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 07/ 3J

(Issue Date)

2007-03

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100071>



CDAMS ディスカッションペーパー
07/3J
2007年3月

軍人による市民的不服従
- 選択的兵役拒否と脱走 -

市川 ひろみ

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

はじめに

冷戦終結後、世界は不安定な状況から抜け出せないばかりか、米国が主導する「テロとの戦い」のなかますます混迷の度を増している。2001年9月11日のテロに対して米国は「自衛のため」としてアフガニスタンを攻撃し、「先制的」自衛のためにイラクに侵攻した。さらには、捕虜の虐待が明らかになったアブグレイブ収容所、グアantanamo基地に根拠があいまいなまま収容されている「敵性戦闘員」という「法の埒外」に置かれた人々が存在する。これら一連の米国の行動は、国際社会が培ってきた戦争についてのルール、普遍的な人権理念をないがしろにするものである。ところが一方で、それらの国際法に謳われている普遍的な理念に基づいて、個人が国家の命令を拒否する場面が登場している。

CDAMS は、グローバルな規模で進展する社会の市場化にともなう法秩序の多元化という現象を研究対象としている。武力紛争においても、どのような行為が違法とされ、誰がどの機関によって処罰されるのかという法秩序をめぐる問題に変化が見られる。国家の自国民に対する管轄権が流動化し、個人と国際法が直接結びつく契機が現れている。その一つのあり方を示しているのが、軍人による兵役拒否や脱走である。

本稿では、軍隊内での選択的兵役拒否と、軍隊からの無許可離隊（脱走）について、市民的不服従として捉えることを試みる。これまで、兵役拒否については、徴兵制の下での兵役拒否権を中心に研究があるが、現役の軍人による特定の任務拒否や脱走については、ベトナム戦争時の米兵の例など限られた研究しかない。これらの研究も、市民的不服従の観点からなされている訳ではない¹。兵役拒否や脱走は、一人ひとりの個人が行うものであるが、市民的不服従の性質をもってなされる場合、社会に向けた問題提起としての意味をもつ。その行為は国家の認定する敵や正義を超える視点を提供する可能性がある。

1. 市民的不服従

市民は、所属する社会の秩序を守って生活することが求められている。しかし、国家の法律・命令によって何かをなすことを求められたとき、それが、自己の良心と背反する場合、個人は、どのように行為すべきか、という問題がある。その際に、自らの行為の正当性を確信し、非合法行為であることを自覚しつつ法律・命令に背く行為が市民的不服従である²。

¹兵士の抵抗・戦争反対活動については、David Cortright, *Soldiers in Revolt: GI Resistance During the Vietnam War*, Haymarket Books, 2005。

²市民的不服従については、H.D. ソロー『市民の反抗』飯田実訳、岩波書店、1997年、L. マクファーレン『政治的不服従論 抵抗権の諸問題』斉藤寿、西修、岩下栄一訳 早稲田大学出版部 1977年、寺島俊穂『市民的不服従』風行社、2004年、平野仁彦「『市民的不服従』研究序説」(1)～(3)『法学論叢』1982年6月111巻3号、1982年11月112巻2号、1983年1月112巻4号他。

市民的不服従という言葉を最初に使ったヘンリー・ディヴィット・ソロー Henry David Thoreau (1817年 - 1862年)によれば、市民的不服従は、現行の「不正」に抗議し、それを告発、是正しようとする行為である点において、「正義」実現への一つの試みであり、一種の顕著な政治参加行為である。「もし、その不正が、否応なく諸君を他人に対する不正行為へと駆り立てるような性質のものであるならば、そのときこそ法律を犯すべきだと私は言いたい。...中略...私が実行すべきは、自分が非難している不正には手を貸さないように気をつける、ということである」³。ジョン・ロールズ John Rawls(1921年 - 2002年)は、市民的不服従を、「通常、法や政府の政策を変えさせることをねらってなされる行為であつて、法に反する、公共的、非暴力的、良心的、かつ政治的な行為」と定義している⁴。

特定の法に反する行為である市民的不服従は、単なる違法行為とは異なる。その特徴は、論者によって異なるが、おおむね、対象の特定性、目的の公共性、方法の非暴力の3点にまとめることができる。

市民的不服従の行為は、特定の法に従わないのであるから、その行為自体は、既存の法秩序に反する。しかし、革命や暴動ではない。市民的不服従は、全体としての法体系を前提とした上で、特定の法または政策の不正を訴えて行う不服従行為である。法秩序・法体系全体の正当性までも無視したり転覆したりしようとするものではない。ゆえに、法に触れる自らの行為が、法に従って処罰されることを認識しており、刑罰を受忍する。

市民的不服従は、抗議の内容が個人の利益のためではなく、公共の利益に関することである。問題が全ての市民に関連するのであるから、市民的不服従の行為は、公然と行われる必要がある。自分の道徳的信念が、特定の法によって侵されていることを公けに表明し、市民の関心を喚起し、支持を獲得しようとする。

社会全体の利益のためであるとしながら、人を傷つけるようなことがあれば、正当性を失う⁵。法秩序を尊重し、暴力による反対・抵抗運動は行わない。市民的不服従では、法は破られるが、法に対する忠誠は、その行為の公共的・非暴力的性質によって、すなわち、自己の行動の法的結果を喜んで受け入れるということによって表される。法に対するこの忠誠は、その行為が政治的に良心的かつ誠実なものであり、しかもそれは公衆の正義感に訴えるべく意図されている、ということ多数派に立証するうえで手助けとなるのである⁶。ロールズは、他の人々の市民的自由を脅かすことは、自己の行為の市民的不服従としての質を低下させる傾向がある、と指摘している。

上記のような特徴をもつ市民的不服従を行う正当性の根拠は、次の2つに求められる。

抵抗権の行使

市民は、圧政や政治権力の不正な行使に対して抵抗する権利と義務を有しており、市民

³ H.D.ソロー『市民の反抗』飯田実訳、岩波書店、1997年、26-27頁。

⁴ ジョン・ロールズ『正義論』矢島鈞次監訳、紀伊国屋書店1979年、282頁。

⁵ 寺島俊穂、前掲書、15頁。

⁶ ロールズ、前掲書、284頁。

的不服従はその権利を行使しているのだとする。つまり、そもそも政府は、国民の自然権を保障することを目的として構成されると考える社会契約論の立場に立てば、政府がその契約に反し、自然権を保障しない場合には、国民は政府には従う必要はない。それにとどまらず、そのような政府を改変するために、市民は抵抗権を行使すべきであるとする。その際に、自然権・憲法・国際法という、実定法・政府の命令を超える原理に、その正当性の根拠を求めることができる。それら上位の規範に則って、特定の法の違憲性を明らかにする。しかし、そのような抵抗権行使の手続きは法制化されていない。そのため、市民的不服従は違法行為とならざるを得ない⁷。

市民の政治参加

民主制の下で法は多数者の意思によって決定される。多数決の暫定的性格をかんがみれば法の妥当性は絶対的ではあり得ない。ロールズの正義論のなかで市民的不服従が重視されているのは、正義にかなった政治構造は一般市民の正義感覚によって不断にチェックされねばならないと考えるからである。彼は、市民的不服従を立憲体制を安定化させる一つの方策として位置づけている。ロールズは、個々の法律が憲法に合致しているかの判断は、一般市民に留保されており、市民的不服従を最終的に正当化するのには、一般市民だと考える。「訴えの最終審は、裁判所でも、行政部でも、また立法部でもなく、選挙民全体なのである」⁸。

また、考えの異なる者に対する寛容は、民主制が機能する前提である⁹。多数決の暫定的な決定が必要な民主制国家において、決定が一応の正統性をもつためには、多数決による政治が、個人の人格の核心となる良心までも侵害しないことが確保されねばならない¹⁰。

2. 不服従の権利と義務

国際法上は、第2次大戦以降、個人に兵役拒否権を保障すべきであるとされるようになった。個人の良心に従って、軍隊に入隊しない権利や、戦闘任務には就かないことが権利として承認されたのである¹¹。しかしながら、各国の国内法は、こういった兵役拒否権を十

⁷ David Spitz, *Democracy and the Problem of Civil Disobedience*, *American Political Science Review*, Jun. 1954, 393p.

⁸ ロールズ前掲書、296 - 302 頁。

⁹ 西原博史『良心の自由 基本的人権としての良心的自律可能性の保障』成文堂 1995 年 380 - 381 頁。

¹⁰ 西原前掲書 385 - 386 頁。

¹¹ 現役の軍人や警察官についても、国連総会決議 33/165 (1978 年 12 月 20 日) は、アパルトヘイトを強制する軍や警察における任務を拒否する全ての個人の権利を承認し、そのような良心的兵役拒否のために自国を去らねばならなかった人に対して、加盟国は難民として受け入れるか、安全に通過させるよう呼びかけた。Conscientious Objection to Military Service, Report prepared in pursuance of resolutions 14(XXXIV) and 1982/30 of the Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities by Mr. Asbjorn Eide and Mr. Chama Mubanga-Chipoya, members of the Sub-Commission,

分に保障しているとは言い難い。国連の人権委員会は、兵役拒否の制度が整備されていない諸国家に対して、繰り返し兵役拒否権を規定するよう要請している¹²。兵役拒否権規定は、各国それぞれで大変多様であるが、兵役拒否者として承認されるための良心の審査が厳しかったり、非軍事の民間役務の期間が軍事役務に比べて長期間であったりする。職業軍人に対する兵役拒否権は、ほとんどの国において明記されていない。

条約によって戦争犯罪を防ごうという試みはあったが、「命令に従っただけ」¹³の兵士によって、多くの残虐行為が両大戦期をとおして行われた。残虐行為が未曾有の規模で行われた第1次大戦の経験から、戦時国際法に違反するような行為は、処罰されねばならないと考えられるようになり、国際法廷において裁こうとする試みがあったが、実現されなかった。戦争犯罪行為が国際的な裁判によって裁かれるに至ったのは、ホロコーストを経験してからだった。東京裁判、ニュルンベルク裁判は、後の国際法の発展に寄与した¹⁴。1946年の第1回国連総会は、「ニュルンベルク裁判所条例によって認められた国際法の諸原則」を確認する決議(95-1)を全会一致で採択し、1950年国際法委員会の作成したニュルンベルク諸原則(Nuernberg Principles)は、以下に列挙する罪を処罰するものとした。一 国際犯罪を構成する行為を行った如何なる者も、当該行為に責任を有し、処罰されるべきである。二 国際犯罪を構成する行為について国内法が処罰を科していないという事実は、当該行為を行った者の国際法上の責任を免除しない。三 国際犯罪を構成する行為を行った者が、国家元首あるいは責任のある政府構成員として行動したという事実は、当該行為者の国際法上の責任を免除しない。四 政府または上官の命令に従って行動したという事実は、道義的な選択が可能であった場合には、当該行為者の国際法上の責任を免除しない。五 国際犯罪で訴追された如何なる者も、事実と法に基づく公正な裁判を受ける権利を有する。六 次に掲げる犯罪は、国際犯罪として処罰される。平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪¹⁵。

戦後連合国によってニュルンベルクと東京に設置された国際軍事裁判所は、平和に対す

United Nations, New York, 1985. E/CN.4/Sub.2/1983/30/Rev.1 United Nations Publication, ISBN 92-1-154053-4

¹²国連人権委員会は、韓国が2名の兵役拒否申請を認めないのは市民的・政治的権利条約第18条によって保障されている思想・良心・信仰の自由を犯すものであると決議した(2006年10月/11月(第88会期))。

[http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/26a8e9722d0cdadac1257279004c1b4e?OpenDocument](http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/26a8e9722d0cdadac1257279004c1b4e?OpenDocument) (2007年3月3日)この決定は、他国で兵役拒否権を承認されない個人らにも影響を及ぼすと考えられる。

¹³もしそうしろという命令を受けたら自分の父親をも殺したろうと自分は確信すると、アイヒマンは述べていた。ハンナ・アーレント著大久保和郎訳『イェルサレムのアイヒマン 悪の陳腐さについての報告』みすず書房、1969年、17頁。

¹⁴1948年のジェノサイド禁止条約、1949年のジュネーブ4条約、1968年の戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約、1977年のジュネーブ条約追加議定書が採択された。多谷千香子『戦争犯罪と法』岩波書店、2006年、6頁。

¹⁵安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂2001年28-29頁。

る罪、通例の戦争犯罪および人道に対する罪につき訴追されたドイツと日本の戦争指導者を審理し処罰した。この二つの裁判は、兵士個人に求められる「抗命義務」についての重要な先例となった。個々の兵士には「違法な、あるいは人道に反する命令には従わない」権利と義務があると考えられるようになったのである。ナチス・ドイツを裁いたニュルンベルク戦犯法廷では、「国家行為の抗弁」も「上官命令の抗弁」も否認され、兵士には、その命令が明白に違法あるいは人道に反する場合、「抗命義務」があるとされた¹⁶。同様に、日本の戦争責任を追求した東京裁判条例六条は、被告人の責任として、被告人が就いていた公務上の地位や、政府又は上司の命令に従って行動した事実は、責任を免れる理由にはならないとした。その人が政府の上官の命令下にあったか否かを問わず、戦争法に反したとみなされ、海賊行為と同様に裁判を受け処罰されうる。上官から「命令に従わなければ殺す」などと脅されて強制された場合であっても、量刑は軽減されうるが、責任は逃れられない。例えば、国際法の内容について無知であったという、他の主観的な抗弁はもはや認められない¹⁷。

両裁判は勝者の裁きであったという批判から、国際的な刑事裁判所をもって法の支配を打ち立てようとする考えがあった。しかし、そのような裁判所は、国家主権を侵害するという主張が強く、国際的な刑事裁判所設立にむけた実際的な動きとはならなかった。ところが、国際社会は、冷戦終結後の民族紛争による大規模な残虐行為を防止し得なかった。せめて、戦争犯罪に責任を負うものを不処罰のままにしないため、国連の安全保障理事会の決議によって国際法廷が設置された。1993年に設置された旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY=International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia）および翌年のルワンダ国際刑事裁判所（ICTR=International Criminal Tribunal for Rwanda）である。さらに、2003年国際刑事裁判所（ICC）が常設されることによって国際法に基づき、個人が裁かれることが可能となった。国際刑事裁判所は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪についての管轄権を有する。ICC規定33条は、「本裁判所の管轄に属する犯罪が、政府または軍民を問わず、上官の命令に従って行われた場合、行為者の刑事責任は、次に掲げる場合でなければ、免除されない。a その人が、政府または当該上官の命令に従う法的な義務を負っていた場合であって、b その人が、その命令が違法であることを知らなかった場合であって、かつ、c その命令が違法であることが明白ではなかった場合」と規定する。これにより、たとえ上官の命令に従ったのであっても、一人ひとりの行為者責任が厳格に問われる¹⁸。

¹⁶ 兵士個人の責任については、藤田久一『戦争犯罪とは何か』岩波書店、1995年、前田朗『戦争犯罪論』青木書店、2000年、多谷他を参照。

¹⁷ Ingrid Detter, *The Law of War*, second edition, Cambridge University Press, 2000, 429-430p.

¹⁸ もちろん命令を下す人についても、その責任が追求される。上官は、彼の指揮下にある部下の行った戦争犯罪に対して、彼がそれに関連する命令を下しているか、その行いの計画を知っていながら、それが実行されることを阻止しなかった場合、通常責任を負う。「軍

ICTY 初期の判例を見ると、戦争犯罪の場合は、一般犯罪よりも、より一層、国際法の規範性を重視すべきであると考えられている。戦争犯罪に加担するような命令には、身の安全が脅かされようとも拒否することが求められている。一兵卒であっても、軍人である以上一般人とは異なり、死ぬことを覚悟しているはずであって、殺害される現実の可能性に直面していたという事実を過大視してはならない。ましてや、高い階級の軍人であれば、死ぬ覚悟は一兵卒よりもっとできているはずだから、免責の抗弁は成り立たない。ジェノサイドの罪が問題となる場合には、脅迫ないし強制による犯行として免責されることはなく、刑の軽減の情状として考慮されるにすぎない¹⁹。

このように国際法上は、違法あるいは人道に反する命令に対して、抗命義務を兵士に厳しく課している。兵士は、国家行為を遂行する上で、形式的には自らを拘束する法規範が実質的に上位の法に照らして違法でないかを、自らの責任において判断する義務を負う。この責任を、個人の良心が最終的に担わねばならない。ここに国家機関として行為する主体の、自らの良心に従う義務という構図が生じる。「個人」を国家を形造る主体と捉えた場合、法に従うことは、主体としての責任を免除しない²⁰。

ところが、個別の命令 / 作戦 / 戦争に対する実施拒否（選択的兵役拒否）は、国内法では違法行為であるとして処罰の対象となる。そのため、現役の軍人による命令拒否は市民的不服従の意味を有することになる。

3. 選択的兵役拒否

司令官または事実上司令官として行動した人は、本裁判所の管轄に属する犯罪が、その者の実効的な命令および監督のもとにある軍隊によって行われた場合、または次に掲げる場合において、その人が当該軍隊に対する適切な監督を欠くことによって事件が発生した時にあっては、本裁判所の管轄に属する犯罪が、その人の実効的な権限および監督のもとにある軍隊によって行われた場合に、刑事責任を負うものとする。」(ICC 規定第 28 条)

¹⁹ スレブレニツァのモスリム人大虐殺事件が起こった際、エルデモヴィッチは上官の命令により、スレブレニツァから連行されてきた 17 歳から 60 歳までのモスリム人男子を農場で一列に並ばせ、他の兵士とともに、背後から 5 時間にわたって銃撃し、1200 人ほどを殺害した。エルデモヴィッチは 70 人から 100 人を殺害した。彼は、殺害を命じられた際、「自分は参加したくない。上官、あなたは正常ですか」と抗議の声をあげたが、上官に「嫌なら、お前も銃をこちらに渡して、向こうに並べ」と言われた。当時は、命令に従わない部下を上官が即決処刑してよいという状況で、エルデモヴィッチは森に逃げることも考えたが、逃げきれず殺される可能性もあり、仮に逃げおおせても、妻子の身に何が起こるか分からず、また、他の兵士が命令に従うことは間違いないので、仕方なく命令に従った。多谷千香子『戦争犯罪と法』岩波書店、2006 年、139 - 140 頁。

²⁰ 西原博史「良心の自由の法的保障」『法の理論 16』成文堂 1997 年 208 頁。

選択的兵役拒否は、徴兵制のもとで兵役一般に就くことを拒否するのではなく、軍隊内にありながら特定の命令に従わないというものである。これは、国家機関内における政策の実施拒否である。国家がこのような行為を許すことはむずかしい²¹。

選択的兵役拒否について、占領地での任務拒否を宣言したイスラエル国防軍の予備役兵、イラクへの派遣命令を拒否した米軍将校、イラク戦争の違法性を根拠として特定の任務を拒否したドイツ連邦軍少佐に具体例をみることができる。これらの例は、選択的兵役拒否の結果として、それぞれ 公式の刑罰はない、公式の刑罰が予想される、公式に任務拒否が承認されたケースである。

イスラエル国防軍予備役兵

イスラエルでは、男女ともに兵役の義務が課せられており、男性は3年間、女性は20ヶ月間を原則として18歳から21歳の間に兵役につかねばならない。その後、男性は42歳まで毎年1ヶ月間の予備役の義務がある。イスラエルで兵役を果たすことへの社会的な圧力は非常に大きく、公に兵役拒否を宣言することは、イスラエル社会での生活を困難にするものである。職場や友人関係も失いかねないのみならず、裏切り者として糾弾され、家族など最も親しい人たちからの厳しい批判も覚悟しなければならない²²。

公然と兵役を拒否する人に対しては厳しいイスラエル社会だが、その一方で、ほとんどのイスラエル人には予備役として登録されていても、実際に任務につくのを回避する方法がいくつもある。学業、家庭・経済的な事情によっては、予備兵役を猶予してもらうことができる。健康上・宗教上の理由から免除してもらうことも可能である。海外旅行に出かけたり、医者に診断書を書いてもらうこともある。そうすることで任務に就かない「灰色の兵役拒否者」が多数存在する。現地紙『マアリブ (Ma'ariv)』日報の報道によれば、全体で約25万人の予備役該当者のうち、26日間の完全な予備役を果たすのは1万3000人にすぎない。1982年のレバノン戦争、87年にはじまった第一次インティファダ、2000年からの第2次インティファダに際しても多くの「灰色の拒否者」があったと考えられる。このように、制度的には厳格さを欠く予備兵役であるのにもかかわらず、占領地での任務など一定の役務拒否を公に明言すると強い批判に晒される。

それでもあえてイスラエル国防軍に所属する兵士が公開書簡などの方法をとって自らの兵役拒否を公言するのは、兵役拒否の理由を社会に示すためである。彼らは、国家の軍事政策を独自に評価・判断し、責任をもってそれに従うか否かを決める。軍隊内にあっても、上官の命令を一つひとつ自ら判断して執行するか否かを決定しようとする。このような態

²¹ ウォルツァーは、これを、「道具となることを拒否すること」と表現している。マイケル・ウォルツァー『義務に関する十一の試論 不服従、戦争、市民性』山口晃訳、而立書房、1993年、180頁。

²² ただし、2004年にインタビューした兵役拒否者やその家族、平和運動家によれば、兵役拒否者に対する社会の反応にも、最近はかなりの変化が見られるということであった。以前ほどには兵役拒否者に対する目は厳しくなくなっているようだ。

度が、イスラエルの兵役拒否の重要な特徴である。「考える兵士²³」である彼らの行動は、市民的不服従の特徴を兼ね備えている。個人の利益のためではなく公共的な目的をもって、非暴力の方法で、特定の法・命令に反する行為を公然と行う。

2003年には、攻撃任務を担っている空軍の、しかも国民的な英雄とされているパイロット 27 名が、占領地での任務拒否を宣言し、国内外で注目された²⁴。

「パイロットの手紙」全文

私たち、シオニズムと犠牲的精神、そしてイスラエル国家への貢献という価値観のもとに育った空軍パイロットは、常に最前線で仕え、イスラエルの防衛と強化のために、その大小にかかわらずいかなる任務の履行もいといませんでした。

私たちは、退役パイロットも現役パイロットも同様に、毎年何週間ものあいだイスラエル国家に対して奉仕してきましたし、現在でも奉仕していますが、イスラエル国家が占領地域内で実施してきた非合法かつ非道徳な攻撃命令の履行に反対します。

イスラエル国家を愛し、シオニズムという大事業に貢献するよう育てられた私たちは、民間人の居住地区への空軍による攻撃に参加することを拒否します。私たちは、イスラエル国防軍ならびに空軍を切り離すことのできないわが身の一部とみなしています。そのような者として、私たちは無実の一般市民をこれ以上傷つけ続けることをここに拒否します。

こうした行為は非合法かつ非道徳的なものです。この直接的な要因は、現在も続いている占領であり、この占領こそが、イスラエル社会全体の崩壊を引き起こしているのです。占領の永続は、イスラエル国家の安全ひいてはその道徳心を決定的に脅かしています。

私たち、現役パイロット—戦う者、指揮官、ならびに次世代パイロットの教官—として仕える者たちは、イスラエル国家を防衛するあらゆる使命のためには、イスラエル国防軍ならびに空軍に今後とも奉仕することをここに宣言します。

この声明文では、明確に「選択的」であることを強調しており、積極的に政策にかかわろうという態度が現れている。基礎兵役そのものを拒否すると逮捕・投獄されるが、予備役兵がこのように選択的兵役拒否を宣言した場合は、軍からただ「忘れられる」だけである。彼らに対する社会の目は厳しいが、収監されたり、罰を与えられることはない。

²³ 「次の戦闘で優位になるものは、訓練された兵士、考える兵士であって従う兵士ではない」と、国防省軍人人権委員編集の「イスラエル軍の人間原則」I.D.F OMBUDSMAN(October 2001) The Human –Being’s Doctrine of the IDF に、「考える兵士」という概念が示されている。命令には服従しつつ、その範囲で考えるということか。

²⁴ *Anti-Occupation Pro-Peace Report* No.37, 2003.10.5.

www.jca.apc.org/stopUSwar/Palestine/AntiOccupation37.htm 2007年3月3日

軍人による市民的不服従の意義を強調しているのが、イスラエルの平和団体イエシュ・グブウル(「限界がある」という意味)である。イエシュ・グブウルの活動家であるペレツ・キドロム Peretz Kidron は、イスラエルの選択的兵役拒否をリフューズニク Refusenik と呼ぶ。元来は旧ソ連時代にイスラエルへの亡命を許されなかったユダヤ人をさす言葉であるが、彼は、ユダヤ人が背負っている歴史を思い起こさせるこのリフューズニクが相応しいと考えた。彼は、このリフューズニクは独創的な平和運動であると言う。マハトマ・ガンジーやマーティン・ルーサー・キングが生み出した市民による不服従の規範を軍隊に適用したもので、特定の政策や命令に異議を唱え、従うべき命令と拒否すべき命令を自分自身で決める。そうすることによって、軍隊そのものを反戦運動の場へと変貌させようとしているのだとする。イスラエルでは、徴集兵および予備役兵が軍隊内で比較的重要な役割を担っており、兵役拒否者が多数になると軍事政策に影響を及ぼしかねない。1986年にイスラエル軍高官は、当時の国防相がレバノンからの撤退の決定に際して、レバノンでの任務拒否者の存在が一定の役割を果たしたことを認める発言をしている。イエシュ・グブウルでは、若者に違法な命令には従わない権利と義務があることについての情報提供に力を入れている²⁵。

アメリカ合衆国陸軍将校

現在の米軍は志願制であり、全ての軍人は、自らの意思によって軍と契約をかわして入隊している。米軍は、軍人を対象とする良心的兵役拒否 conscientious objection を制度化している。武力行使一般についての個人の信条・信仰が審査によって認められれば、良心的兵役拒否者として、非戦闘任務への配属、あるいは除隊が承認される。しかしながら、特定の戦争や作戦を理由とする任務拒否は許されない。良心に従ってイラクに派遣されること、あるいはイラクに戻ることを拒否したために軍法会議で審理されている人は11名だとされる。その中で、公に自らの信条を語っているのが、エレン・ワタダ Ehlen Watada 中尉である²⁶。

²⁵ イエシュ・グブウルは、兵士に向けて、たとえ命令されて行った行為であっても、そのことに対しては一人ひとりが責任を負っているのだということを訴えている。この主張は、イスラエル軍の軍法会議での裁定にも沿うものである。1956年第2次中東戦争(シナイ作戦)が始まった日に、イスラエルの東部国境地帯に厳しい外出禁止令が出された。アラブの村クハル・カシムの村民約43人が、禁止令が出された後に畑から戻る途中、国境警備隊に射撃され、死亡した。この件について、1958年10月、軍事裁判所は、命令に明白な違法性があるとき、それに従ってはならないとして、責任者の将校2名の他に伍長1名、兵士5名に対し、7年から17年までの実刑判決を下した。兵士たちのおかれていた極度の緊張を考慮すべきであるとの声があがり、上告で減刑された。1959年末時点でまだ獄中にあった将校1名は、大統領の特赦を受けた。ウリ・ラーナン他著、滝川義人訳『イスラエル現代史』明石書店2004年、226頁。

²⁶ Ret. Col. Ann Wright, To Refuse To Serve, June 27 2006, http://www.tompaine.com/print/to_refuse_to_serve.php (2007年2月15日) ワタダ中

彼は、イラク戦争への派遣を公けに拒否した最初で唯一（2007年2月現在）の将校である。彼は、大学卒業後の2003年、イラクが米国にとって安全保障上の脅威であるというブッシュ大統領の言葉を信じて志願し、陸軍に入隊した。2005年に上官から所属部隊がイラクへ派遣されることを知らされ、将校として部下に対する責任をまっとうできるようにイラク戦争について調べた。そして、イラク戦争が国際法²⁷のみならず米国憲法にも違反する不道徳な戦争であると確信するようになり、このような戦争への参加は自分の良心が許さないと、2006年1月辞職を願い出た。しかし、軍はこれを受理しなかった。5月にも再び辞職が許されなかった中尉は6月7日記者会見を開き、録画ビデオによって次のような声明を発表した²⁸。

命令拒否についての声明（2006年6月7日）要旨

合衆国陸軍の将校として、重大な不正義に対して声を上げることは自分の責務であると考えます。私の道徳と法的義務は、憲法に対するものであり、不法な命令を下す人々に対して負うものではありません。

米国軍隊の将校として、イラク戦争は道義的に過ちであるばかりでなく、合衆国の法への深刻な違反であるという結論に達しました。私は抗議のために退役しようと試みました。しかしながら、この明白に違法な戦争に加わることを強制されています。違法行為に参加するようという命令は、間違いなくそれ自身が不法です。私は、名誉と誠実を重んじる将校として、そのような命令を拒否しなければなりません。

この戦争は、憲法の規定によって米国の国内法と同等に遵守すべきである国際条約や国際的慣習に違反しています。ほとんど満足な説明もなされていないイラク民衆への大量殺戮と残虐行為は、道徳的に重大な誤りであるにとどまらず、陸戦に関する軍事法そのものに反します。この戦争に参加すれば、私自身が戦争犯罪の片棒を担ぐことになるでしょう。

私は将校に就任するとき、米国の法と人々を守ることを宣誓しました。違法な戦争に参加せよとの違法な命令を拒むことによって、私は今日、その宣誓を履行します。

尉支援のホームページ <http://www.thankyoult.org/>（2006年12月2日）、「陸軍中尉イラク派遣信念で拒否」『中国新聞』2007年1月14日。

²⁷ 国際法上合法とされる武力行使は、自衛、および国連決議に基づく場合のみである。イラクへの侵攻は、国連決議なしに行われた。当初、サダム・フセインが使用するおそれのある大量破壊兵器の存在が、「自衛」の論理として開戦の理由にあげられていたが、国際法で認められる自衛には、先制攻撃は含まれない。また、大量破壊兵器そのものも見つからなかったことは周知のとおり。

²⁸ ワタダ中尉は、当日記者会見に出席することを許されなかった。声明文を本人が読み上げているビデオおよび記者会見の様子はインターネット上に公開されている。
http://www.thankyoult.org/component/option,com_weblinks/catid,7/Itemid,38/（2007年3月3日）

6月22日、彼の所属する部隊はイラクへ派遣されたが、彼は搭乗の呼び出しに応じなかった。ワタダ中尉は、部隊移動の不履行（軍事司法統一法典 the Uniform Code of Military Justice 第87条）上官・政府高官、特にブッシュ大統領に対する侮辱（同88条）将校・紳士に相応しくない無作法行為（同133条）によって起訴された。これら全てにおいて有罪となった場合、7年以上の刑罰が言い渡される可能性がある。部隊移動不履行以外の罪は、弁護士も予想していなかった。陸軍が問題にしたのは、6月7日の最初の声明と8月12日の平和のための帰還兵の会（Veterans for Peace）全国集会でワタダ中尉が行ったスピーチである²⁹。制服を着用せず、基地の外で、勤務時間外であれば、現役の軍人であっても意見を公表することは軍の規則に違反するものではない。にもかかわらず、これらの発言内容について軍が、上官に対する侮辱や将校に相応しくないとして罪に問おうとするのは、ワタダ中尉が公の場で発言することに圧力をかけようとしたのだと思われる。

2007年1月4日の予備聴聞会において、検察は上官に対する侮辱の罪は除外し、6年の刑罰と懲戒除隊を求めた。2月5日から開廷された軍法会議では、事前の合意に誤解があったとする手続き上の過誤を理由に2月7日、審理無効が宣言され、閉廷した。これは検察側、弁護側双方の予想していなかった結果である。判事は、5月に予備、7月に再度軍法会議を開廷するとしているが、今後の展開は不透明である。

ワタダ中尉は、アフガニスタンへの派遣であれば、拒否はしなかったと語っている。戦場に派遣されることへの準備はできているが、「不法な戦争に行くより、刑務所に行くことを選ぶ」³⁰と発言しており、8月に行ったスピーチではマーティン・ルーサー・キングの言葉を引用するなど、自らの行いを市民的不服従の理念によって正当化している。彼に対しては、軍人にあるまじき態度であるとして強い批判もあるが、一方で、市民的不服従行為として評価もされている。2月の軍法会議の期間には全米や外国から1千人を超える支援者が集まった³¹。

ドイツ連邦軍「制服を着た市民」

ドイツ連邦共和国では、プロイセン軍、ナチス・ドイツ時代の国防軍の反省から、国民

²⁹ この中で彼は、「市民として市民に」、「違法な戦争を終わらすために、兵士は戦うことを止めることを選ぶ」と語りかける。「兵士は、国内で権威主義的な政府に抵抗することは、戦場で外国の侵略者と戦うことと同じように重要であることを知るべきである」。そして、たとえ上官には服従義務のある軍人であっても、唯々諾々と従うべきではないとする。「入隊することは、人が真実を希求する権利を放棄したことを意味しない。同様に、合理的な考え方、善悪の判断力から免除されることもない。『命令に従っただけ』は言い訳にならない。」<http://thankyoult.live.radicaldesigns.org/content/view/172/>（2006年10月22日）

³⁰ Jeremy Brecher & Brendan Smith, Will the Watada Mistrial Spark an End to the War?, *The Nation*, February 9, 2007, <http://www.thenation.com/doc/20070226/brechersmith>（2007年2月15日）

³¹ Jeff Paterson, Lt. Watada Mistrial Clear Victory, <http://www.lewrockwell.com/orig8/paterson1.html>（2007年3月3日）

は軍隊内であっても自由な人格として、責任感をもった市民でありつづけるべきだという理念の下に連邦軍は設立された。軍隊内であっても市民であり、たとえ上官の命令に従ったのであっても、責任をもって行動することが要請される。個々の兵士は、無条件の服従ではなく、自らの良心にしたがって判断しなければならない。その基礎には「軍人・兵士の職業をかつてのように特別な軍事的エートスに結びつけるのは誤っており、むしろ軍人・兵士は、その勤務の枠内で「特殊な軍事的任務を遂行しなければならないところの国民である」との考えがあった。つまり、連邦軍の「指導像」Leitbildは「制服を着た市民」Buerger in Uniformであるとされ、「原理上、他の国民と同様の権利・義務をもつべきであって、それは一定の職務上の必要によって制限されるにすぎない」とされる。「専門家としての軍人は、能動的かつ良心に基づく服従、すなわち批判的服従をなさなければならない。」「軍人は、公勤務の一員としての地位を占め、多元主義社会の完全な権利を与えられた構成員でありつづけている。」というものである。そのためには軍人・兵士の基本権保障(17a条)³²が重要である。この構想は、軍人法などの立法的措置の形態でも保障されるようになった。すなわち、軍人・兵士の選挙権を含む公民権の保障、上官の命令権限および懲戒権の制限、軍法会議の廃止、勤務と余暇の分離、下された命令に対する審査権、ドイツ連邦議会の防衛監察委員の投入にいたるまでの調停者の参加などである。専門家としての軍人は、能動的かつ良心に基づく服従、すなわち批判的服従をなさなければならない³³。

ダルムシュタット・シグナル作業グループ(Arbeitskreis Darmstaeder Signal)は、この理念に基づいて活動を行なっている軍人による団体である。その一員である連邦軍少佐フロリアン・パフ Florian Pfaff は、戦場での情報管理をより効果的にするためのソフトウェアの開発に携わっていた。このソフトウェアが完成すれば、ドイツ軍のみならず米軍も利用する。2003年4月、彼は、自分が違法であると考える米軍のイラク戦争を支援することはできないとして、このソフト開発に携わることを拒否した。パフは、はじめ精神科医に送られ、1週間の検査の後、健康であるとされた。部隊服務裁判所は、2004年2月、「イラク戦争との因果関係はない」として、命令違反により大尉に降格の判決を下した。これに対し、彼は、兵士に違法な命令に従わないことを求めている軍人法に基づき、連邦行政裁判所に控訴した。2005年6月裁判所は、「国連憲章および国際諸法の禁じる暴力行使にかんがみ、イラクに対する戦争には重大な法的懸念がある」として、良心の自由に基づいた命令を拒否する権利を認めた³⁴。

³² 「兵役および代役に関する法律は、軍隊および代役の所属者にたいして、兵役または代役の期間のあいだ、言語、文書および図画によってその見解を自由に表明し、かつ、宣伝する基本権(第5条第1項第1段前段)、集会の自由の基本権(第8条)、および他の者と共同して請願または訴願する権利を保証している限度で請願権(第17条)を制限する旨、規定することができる。」

³³水島朝穂『現代軍事法制の研究 - 脱軍事化への道程 - 』日本評論社 1995年 60-61頁

³⁴ Urteil des 2. Wehrdienstsenats vom 21. Juni 2005 BVerwG 2 WD 12.04

ここで紹介した 3 例は、個人の良心に従って特定の任務を拒否する「選択的兵役拒否」の実践例である。彼らは、作戦や任務の違法性を根拠とし、公然と自らの兵役拒否の理由を社会に問うている。これに対し、当初は脱走という手段を選択したが、後にその理由を社会に向けて説明し、自らの行動への理解を得ようとする人たちがいる。

4. 無許可離隊（脱走）

兵役拒否権は実定法化されてきたが、この制度に収まりきらない例として無許可離隊（脱走）を捉えることができる。米軍では、兵士であっても、個人の信条・良心に基づいて戦闘任務につかないあるいは、除隊される良心的兵役拒否を申請する兵士が増加している。彼らは、正式の手続きに則って自己の信念を「堂々と」主張する勇気が称えられ、社会に受け入れられているという。むろん、先に紹介したワタダ中尉に対しても、多くの人々から厳しい批判があるが、支援する人々の広がり大きい。兵役拒否者は、自分の倫理観に基づいて意志決定をした、勇気ある人と見なされるのに対して、脱走兵は、だらしなく、自分の任務を投げ出した信用のできない人間だと思われる。「自ら入隊したのであるから、任務を全うせよ」、「個別の命令に従うか否かを、部下が決定することを許すのであれば、命令服従関係を基本とする軍隊は機能しない」、「自ら同意して結んだ契約を破るのは卑怯」だというものだ。メディアも兵役拒否者に対しては比較的好意的で、彼らの行為を尊重する扱いだが、脱走兵に対しては異なる。

多くの無許可離隊状態にある人々が、支援を受けることもなく「地下に潜っている」と考えられる³⁵。米軍は脱走兵を捜索していないが³⁶、交通違反を取り締まる検問などで検挙される可能性がある。無許可離隊が発覚して法が執行されること、つまり逮捕拘留されるかもしれないという恐怖のなかで逃げ続けること、隠れて暮らすことのストレスは大きい³⁷。

(<http://www.bverwg.de/media/archive/3059.pdf>), *Kriegsdienstverweigerung im Krieg*, 1. November 2005, S.8-11.

³⁵ 戦争に反対するイラク帰還兵の会(IVAW=Iraq Veterans against the War)ニューヨーク支部代表 Hose Vasques および反戦者同盟(War Resisters League)の職員 Steve Theberge へのインタビューによる(それぞれ 2006 年 3 月 9 日、3 月 16 日いずれもニューヨーク市にて)。

³⁶ 2006 年 3 月の時点で、米軍から「無許可離隊」の状態が 30 日以上に及ぶ「脱走兵」は 6 千人に達するという。イラク戦争後、わずかに増加した。彼らのほとんどは、軍隊生活になじめなかったり、家庭の事情を理由としていて、政治的意思を理由する人は稀である。
http://www.usatoday.com/washington/2006-03-07deserters_x.htm (2006 年 6 月 9 日)

³⁷ Alex Lisman, *Let Them Stay: Voices of U.S. War Resisters in Canada*, War Resisters Support Campaign, Canada, 2005 (DVD), Peter Laufer, *Mission Rejected: U.S. Soldiers who say no to Iraq*, Chelsea Green Publishing Company, Vermont, 2006, 15p. 実際には、部隊に戻った何千人もが軍法会議にかけられることなく行政的手続きによって除隊されている。Ret. Col. Ann Wright, *To Refuse To Serve*, June 27 2006, http://www.tompaine.com/print/to_refuse_to_serve.php (2007 年 2 月 15 日)

しかしながら、兵役拒否の申請を行うことができるのは、事実上一部の人々だけである。申請書の作成には一定程度の能力を必要とする。自らの良心について充分説得的に記述しなければならない。A4版で数ページを書く人もいる。高等教育を受けていない兵士は、そもそもこうした制度があること自体を知らない場合が多い。そこで、イラクへの派遣を回避する最も確実な方法として脱走を選択する人もいる。兵役拒否者を支援する団体軍人の権利ホットライン GI Rights Hotline は、2004年だけで3万件以上の電話による相談を受けた。現在は、毎月3千件の問い合わせがあるという³⁸。

そのうちカナダに逃れている人数は、200 - 400名という推測もあるが、実数はわからない。カナダでの脱走兵支援³⁹で特徴的であるのが、彼らを匿うのではなく、カナダ政府に難民として承認させようと申請を行い、公の場でイラク戦争の正当性を争っている点である。2006年までに26名が、カナダ国内で難民申請を行っている。

自らもベトナム戦争当事、徴兵を逃れてカナダにやってきたジェフリー・ハウス Jeffrey House 弁護士が、ジェレミー・ヒンツマン Jeremy Hinzman をはじめ数人の脱走兵の弁護士を務め、法的手続きを進めている⁴⁰。ヒンツマンは、イラクでの戦争開始以後、カナダに逃れてきた脱走兵で、最初に難民申請を行った。彼は、アフガニスタンで任務に就いていた時、戦闘任務には就かない良心的戦闘任務拒否者として承認するよう米軍に申請したが却下された。イラクへ派遣されることが決まり、一時帰国した際に、家族と共に国境を越えカナダにやってきた。彼は、クエーカー教徒を通して、移民や難民のケースを専門的に扱っている弁護士ハウスのことを知った⁴¹。

難民として認定されるためには、本国で迫害されることが明らかでなければならない。カナダでは兵役拒否者に対する難民認定に関して、移民控訴局 Immigration Appeal Board および連邦控訴裁判所 Federal Court of Appeal の判断は、ケースによって分かれている⁴²。

³⁸ U.S. army facing huge desertion problem in Iraq war 5/24/2005 http://www.aljazeera.com/cgi-bin/review/article_full_story.asp?service_ID=8206 , (2005年6月9日)

³⁹ トロントに本部を置く戦争反対者支援キャンペーン War Resisters Support Campaign が中心となって、脱走兵の受け入れ、住宅や生活必需品の確保など、幅広く相談に応じている。また、脱走兵らによる講演会の開催などを通して、カナダ市民に脱走兵への理解を呼びかける運動も行っている。

⁴⁰ ジェフリー・ハウスへのインタビュー（2005年8月18日トロント市内の彼の事務所にて）による。

⁴¹ 脱走を決心した時は、難民申請のことはまったく考えておらず、とにかく出国したかったので外国であればどこでもよかったが、カナダが一番近かった。彼はクエーカー教徒で、クエーカーの人たちが住んでいる地域のあるトロントにやってきた。ジェレミー・ヒンツマンへの電話でのインタビュー(2005年8月23日)による。ヒンツマンについては、戦争反対者支援キャンペーンのホームページ <http://www.resisters.ca/> (2007年2月10日)、「宙に浮く『脱走米兵』」『朝日新聞』2004年11月24日他。

⁴² 兵役拒否者に対するカナダの難民認定については、Edward C. Corrigan, Edward

イラク戦争以降の米軍からの無許可離隊状態にある兵士については、本国での脱走に対する処罰は、「迫害」に相当するののかという問題がある。政府が、法律に基づいて処罰するのであれば、それは「法律の全般的な適用」を執行しているのであって、迫害ではない。処罰を規定している法律そのものが、民主的手続きを経ずに制定されている場合、たとえば、独裁的・全体主義国家の場合であれば、秩序に沿った訴追であっても、政治的抑圧となるという主張は可能だが、米国の法制度が一部の人を迫害するものであると主張することは困難だ。

ハウスの展開する論理は、米国の法制度そのものを問題にするのではなく、国際法を違法性判断の根拠としている。彼は、ジュネーブ条約とニュルンベルク原則を引用する。イラクへの侵攻は、防衛戦争でもなく、国連による承認もないあきらかに国際法上違法である。よって、イラクにおいて戦えという命令も、違法である。違法な命令を拒否する兵士は、国際法のみならずアメリカ法も遵守することになる。米国議会は、これらの国際法を批准しているからだ。ハウスによれば、戦争の合法性は考慮されるべき中心的な問題である。国連難民ハンドブックには、国際社会によって広く非難されている戦争に参加することを拒否した兵士は、難民と認定されるべきであると明確に謳われている⁴³。

ハウスはまた、イラクで米軍が広範かつ組織的に戦争犯罪に関わっていることを示す膨大な証拠を提出し、「もし、ジェレミー・ヒンツマンがイラクに行っていれば、彼は戦争犯罪に関与したか、関与を支援する立場におかれていただろう」と主張した。そのような状況に自分を置きたくないというのは、まともな感覚であるし、違法な行いを為すように強制されることを拒否することは、当然の権利である。そのことで、罪に問われることがあれば、それこそ、迫害に相当する。カナダに逃れてきた米軍からの脱走兵は、本国では軍法会議で脱走の罪に問われ、禁固刑を受ける可能性が高い。だからこそ、カナダ政府は脱走兵を難民として認定し、国内に滞在できるよう処置を講ずるべきであるとする。

2004年12月にヒンツマンの聴聞会が3日間、移民控訴局で行われた。カナダ政府は米

Kiernan, *Refusal to Perform Military Service as A Basis for Refugee Claims in Canada, Eight Immigration Law Reports* (3d). pp.272-286) Revised version of a paper presented at The Refugee Lawyers Association Seminar, Toronto, on March 19, 1999.

⁴³ Gerry Condon, Jeremy Hinzman leads way for US war resisters in Canada: Initial denial of refugee status only a bump in the road, April 20 2005

<http://www.notinourname.net/troops/hinzman-20apr05.htm> (2005年6月9日)

Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and 1967 Protocol relating to the Status Refugees, HCR/IP/4/Eng/REV.1 Reedited, Geneva, January 1992, UNHCR 1979, 28p.

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home/opendoc.pdf?tbl=PBUL&id=ed58e13b4#search=%22unhcr%20handbook%22> (2006年9月10日)

国が始めた戦争の合法性の問題は、難民局の決定に加えられるべきでないと主張した。聴聞官は、政府戦争の合法性についてハウスの主張を認めなかった。2005年3月24日、ヒンツマンは、自らの信条のために迫害に面している難民としての定義に当てはまらないとして訴えを退けられた。ヒンツマンは、連邦控訴裁判所に控訴し、2007年2月現在も審理中である。

ダレル・アンダーソン Darrell Anderson⁴⁴は、2003年1月、大学に進学するため、そして国に奉仕するために陸軍に入隊した。一年後イラクに派遣され、主にバクダットで武装勢力との戦闘に7ヶ月間参加した。この間の経験から、「大量破壊兵器はなかった。無実の人々が毎日殺されている。もはや軍隊の一部であること、この戦争に加担することはできない」と思うようになった⁴⁵。休暇で帰国した際に、母親からヒンツマンらを支援しているカナダの団体があることを知らされ、イラクに戻りたくなかった彼は、迷わずカナダに脱出することを決めた。カナダでの反戦運動ではすすんでイラクでの自らの体験を語り、公に米国政府の政策を批判してきた。

アンダーソンは、帰国して公式に自分が脱走した理由を明らかにしようと決意し、2006年10月、ノックス基地に出頭した。前年にはイラクに派遣されることを拒否した兵士が15ヶ月の刑を受けていたこともあり、最高5年の刑も覚悟していたが、アンダーソンは行政的に除隊 (other than-honorable discharge) させられたただけだった⁴⁶。軍は、アンダーソンの件を軍法会議において審理することでメディアの関心を引くことを避けたかったので

⁴⁴ アンダーソンについては、カナダ戦争反対者支援キャンペーンのホームページ <http://www.resisters.ca/> (2007年2月10日)、「母国に愛想尽きた」『毎日新聞』2006年2月28日他。

⁴⁵ アンダーソンが、イラクの警察署を守る任務についていた時、一台の車が停止せずに近寄ってきた。このような場合、爆弾を積んでいる可能性もあるので、射撃することになっていたが、彼は引き金をひかなかった。周りの人はなぜ撃たないのかと叫んでいたが、彼には、その車が脅威であるようには見えなかった。停止した車の窓が開けられ、乗っていたのはイラク人家族であることがわかった。もう少しで、無実の民間人を殺害するところだったが、兵士らは「次は、撃つんだぞ」と言った。彼は、無実のイラク人を撃ち殺すことを強制されているように感じた。2-3日後、彼は道路脇の爆発物で負傷し、負傷兵に授与される紫心勲章を受賞した。彼は、負傷したことではなく、警察署での事件によって、この戦争に加担することはできないと考えるようになったと言う。彼へのインタビュー(トロント市内で2005年8月24日、30日)による。

⁴⁶ 陸軍広報官 Drew Hamilton によると、予算年度2003年から2005年の間に、4000人以上が脱走したと報告されている。軍法会議にかけられたのは、彼らのうちの14% 足らずである。アンダーソンが戻ったノックス基地の広報官によると、無許可離隊の状態にある兵士が戻ってくれば大抵の場合は、行政的に除隊させられる。Katya Cengel, Army deserter, war critic to turn himself, *The Courier-Journal*, Oct.3. 2006, <http://www.courier-journal.com/apps/pbcs.dll/article?Date=20061003> (2006年10月22日)ただし、退役軍人としての特典はそのほとんど失う。

はないかと、彼の弁護人であるジム・フェナティ Jim Fennerty は考えている⁴⁷。

おわりに

第 2 次大戦後、主権国家に対して個人が不服従の権利と義務を有することが、国際法上規定された⁴⁸。この理念は、しかし冷戦期には現実のものとはならなかった。内政不干渉の原則のもと、個人は自国政府の外に自らの人権を訴えることは不可能だった。また、戦争犯罪行為が行われても、その行為を裁く場がなく、行為者が処罰されることはなかった。冷戦後、国際戦犯法廷が設けられ、国家行為であったとしても、あるいは命令に従っただけであっても、個人がその罪を問われるようになった。つまり、国際法上違法な命令は、兵士が自らの責任において拒否しなければならない。いまや、たとえ国内法上は違法行為とされない場合にも、国際法廷において裁かれうる。兵士は、政策が実施される末端で任務を遂行する立場にあり、国家機関の一部として行動するわけだが、その行為に対して国際法上の責任を免れることはできないのである。

現在の武力紛争においては、祖国防衛という明確な大義名分はもちにくく、何のために戦うのかがはっきりしなくなっている。そこで、国家は武力行使を正当化するために、自由・民主主義・人権などの普遍的な価値・理念に依拠しようとする。兵士が守るとされているこれらの理念は普遍性を前提としている。そのため、国際法違反の民間人殺害や虐待が頻発すればするほど、普遍的な理念の重要性を強調しなくてはならない。すると、「敵」であっても人権を有し、尊重されるべき存在であることが喚起される。また、インターネットの普及は、個人が容易に情報を受けとり、発信することを可能にし、国境を超えたグローバルな市民のつながりが形成され得るようになった。このことも、やはり一人ひとりの兵士に「敵」を自分と同じ人間であると認識させる側面がある。

このような状況にあって、普遍的な理念に基づいて公然と、合法的に権限を有する機関

⁴⁷ Jim Warren, Deserter will not be charged, lawyers says, *Lexington Herald-Leader*, Oct. 07, 2006,

<http://www.brandenton.com/mld/brandenton/news/nation/15701361.htm?template>

(2006年10月22日)

⁴⁸ ウェストファリア条約以降、国家に無制限の主権が与えられた結果、その国家の市民には、合法的であっても不道徳な命令にはしたがわないでよいということを根拠付ける規範が存在しなかった。人権とは、そうした規範が存在しないために起こりうるいまわしい事態を目の当たりにしたことへの応答だったのだ。世界人権宣言は、ヨーロッパの伝統がかつてもっていた自然法の遺産に回帰したことの表明であった。それは、主体的行為能力を取り戻すことを意図した回帰であり、国家が悪をなせと命令したときには、それに抵抗するために市民として立ちあがる勇気を個人に与えることを意図した回帰であった。マイケル・イグナティエフ著、エイミー・ガットマン編、添谷育志・金田耕一訳『人権の政治学』風行社、2006年37-38頁。

の命令に背く軍人が現れている。彼らに対しては、強い批判⁴⁹があり、全くの少数者にとどまっている。国に忠誠をつくしていればよかった軍人のあり方に揺らぎが生じている。一人の人間である兵士が、良心に反した行動を取ることを強いられない権利を尊重されるべきであるとするのが、兵役拒否権の保障であり、政策の最終執行者である兵士自身が、国家行為を監視する契機でもあると考えるのが市民的不服従である。政策に疑問をさしはさむことを禁じられてきた軍人が、国家を超えて直接国際法を根拠として市民的不服従を実践している。国家はこれを、秩序を乱すものとして押さえ込もうとするが、同時に、国際法に謳われている理念を無視することはできず、武力行使の方法や国家と個人（軍人）の関係にも変化を及ぼす可能性は否定できない。

本稿は『広島平和科学』28号に掲載予定である。

⁴⁹ 脱走していたダレル・アンダーソンが帰国した際、彼の地元のラジオ局には、彼を臆病者などと非難する電話が鳴り続けたという。彼が基地に戻る直前の記者会見の場で、一人の退役軍人が、軍はアンダーソンを射殺するべきだったと叫んだ。Warren, op.cit.